

「本庄市まちづくり推進事業補助金」 ご活用ください！

本庄市では、まちづくりに効果がある事業を行う団体に対して、「まちづくり推進事業補助金」を交付しています。補助金を活用して、本庄市を盛り上げる活動をしてみませんか？

○対象 本庄市立地適正化計画において「居住誘導区域」とされている範囲
(本庄駅周辺、児玉駅周辺、本庄早稲田駅周辺)
※令和3年度より、本庄早稲田駅周辺も対象となりました！

○条件 次の全てを満たすこと
①事業の効果が対象地域に波及すると認められること。
②規約を有し、予算と事業計画をもとに継続して活動していること。
③事業の効果が特定の個人又は団体に帰属しないこと。

○補助額 対象経費の2分の1 (上限20万円)

◇どんなことができるのかな…??

児玉に遊びに来てもらいたい！

本庄早稲田駅前や、男堀川の清掃活動をしたいなあ…

まちの歴史を守る活動をしたい！

はにぼんプラザでイベントをするのはどうかな…

これって対象？

補助金って難しそう…

パパ・ママの力で、本庄市を盛り上げたい！



市街地整備室へ相談してみよう！

◇活動の効果が、地域に波及する公共的な事業であることが必要です！

◇自ら進んで取り組むまちづくり活動であれば、事業の分野は問いません！

- ・道路、河川、公園などの環境美化、子育て支援、地域おこしなど

活用事例
インタビュー

GOGOHALLOWEEN！！実行委員会



❁ GOGOHALLOWEEN！！は、どのようなイベントですか？

毎年10月末に、はにぽんプラザにてハロウィンにちなんだイベントを実施しています。この地域に根付く新たな魅力となるような事業を企画し、活気を取り戻したいと考えています。地域外からも人を呼び込めるような事業を行うことで、この地域の素晴らしさや誇りを改めて持てていただきたいという思いから、この事業を実施しています。

❁ どのようなことに補助金を活用しているのですか？

この事業は、協賛金と本庄市まちづくり推進事業補助金により運営しています。補助金は、全てのものに使えるわけでないので、報償費（講師依頼料、参加記念品）や保険料（損害保険料）、使用料（はにぽんプラザ使用料、会場備品貸出料）などに充てています。



Interview by HANIPON

科目	主な内容
報償費	講師や協力者への謝礼等。ただし、補助対象事業に要する経費の総額に2分の1を乗じた額を限度とする。
交通費	事業に伴い発生した交通費（宿泊を伴うものを除く。）
消耗品費	文具、用紙等 ※感染症対策用の備品（手指消毒液、マスク等）も対象です。
印刷製本費	チラシ・ポスター・プログラムの印刷又は写真の焼き付け
光熱水費	仮設電源等、事業の実施に必要なもの
通信運搬費	郵送料、電話料等
保険料	行事保険料、ボランティア保険料等
委託料	看板作成料、会場設営料等
使用料	施設使用料等
賃貸料	機器借り上げ料、駐車場借上料、自動車借り上げ料
その他	市長が特に必要とみとめるもの

◎本庄市まちづくり推進事業補助金交付要綱 別表（第5条関係）より

注意事項

【補助の対象とならない団体】

- ・宗教上の教義を広め、信者を教化育成することを目的とする団体
- ・政治上の主義を推進し、支持し、又は反対することを目的とする団体
- ・特定の政治家や政党を推薦、又は反対することを目的とする団体
- ・暴力団及びその関係団体

【補助の対象とならない事業】

- ・活動の効果が特定の個人や団体に限定される事業
- ・国や県、本庄市の他の補助金を受けている事業
- ・各地区で既に行われているお祭りや伝統行事

【補助の対象とならない経費】

- ・備品購入、構成員同士の飲食、懇親・慰安を目的とする研修費
- ・団体の経常的な業務や事務等に使用する物品・通信運搬費・印刷製本費

Q.先日、イベントを実施しました。申請書を提出したら補助金はもらえますか？

A.交付できません。補助金の交付を受ける場合は、事業開始前の申請が必要となります。

Q.いつまでに申請する必要がありますか？

A.補助事業を開始する前までに、申請してください。市からの交付決定前に、事業に着手している場合、補助の対象とはなりませんので、ご注意ください。

Q.補助対象となる経費はどのようなものですか？

A.団体を運営する経常的な費用は対象とはなりません。

対象事業（イベント）の会場使用料、ポスター・チラシの印刷代等にご活用ください。

Q.領収証を紛失してしまいました。

A.実績報告の際に、領収証を提出する必要があります。支出の確認ができないものに対して補助金を交付することはできませんので、大切に保管するようにしてください。

なお、領収証につきましては、原本確認ができれば、写しの提出でも可とします。

◎補助金申請の流れ

※申請書は、本庄市ホームページよりダウンロードできます。



◇本庄市から補助事業団体へ◇

- <1> 「1.補助申請」の内容を確認し、事業対象となる場合は「補助金交付決定通知書」を発行します。
- <2> 「2.補助請求」に対し、指定された口座へ補助金額を振り込みます。
- <3> 「4.事業報告」の内容を確認し、「補助金確定通知書」を発行します。
- <4> 実績金額が補助金交付額に満たなかった場合、「補助金等返還命令書」を発行します。
納付書を送付しますので、期限までに補助金の返還をお願いします。

◇お問合せ先

本庄市都市整備部市街地整備室市街地整備係

〒367-8501 本庄市本庄3丁目5番3号

電話 0495-25-1138 FAX 0495-24-0242 メール sigaiti@city.honjo.lg.jp

